

七宗町では平成30年度より企業支援・

七宗町創業支援事業補助金交付制度

この制度は、産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的として、町内で創業又は従業員用の寮を整備する小規模企業者に対し町が「創業支援事業補助金」を交付する制度です。

補助を受けることができる事業者(抜粋)

- 代表者又は1名以上の従業員が、創業の日(法人にあっては会社設立の日、法人以外にあっては開業の日)に町内に住所を有する者
- 町内に事業所又は従業員用寮を設置し、3年以上継続して事業を行う見込みがあること。
- 許認可等を必要とする業種の創業にあっては当該許認可を受けていること。
- 町税等に滞納がない者
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではないこと。
- 他の者が行っていた事業を継承して実施していないこと。

補助を受けることができる事業、補助金の額

事業所開設支援事業	補助率1/2以内	限度額 100万円
事業所賃借支援事業	補助率1/2以内	月額 5万円
雇用促進支援事業	補助率10/10以内	月額 2万円
従業員用寮整備支援事業	固定資産税額	固定資産税額

七宗町移動販売事業用車両購入費等補助金交付制度

この制度は、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な状況に置かれた人を主な対象者として移動販売を行おうとする者に対し、移動販売に使用する車両購入費等に要する経費を町が「移動販売事業用車両購入費等補助金」として交付する制度です。

補助を受けることができる者(抜粋)

- 町内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者
- 高齢者等を主な対象者として、買い物困難地区を週に2日以上定期的に移動販売を行う者
- 移動販売用に使用する自動車を新規に購入若しくは改造する者
(リース又は分割購入も含む)
- 移動販売に係る関係法令を遵守する者
- 3年以上継続して移動販売を行う者
- 町税及び使用料等の滞納がない者

補助金の対象事業

移動販売車の購入、移動販売に必要な改造及び冷蔵等に必要な備品購入に要する経費。
ただし、改造のみを行う場合はその経費のみを対象とする。

補助金の額

補助対象経費の2/3以内 限度額 100万円

定住促進のため、次の制度をつくりました

七宗町雇用促進奨励金交付制度

この制度は、町民を地元で正規雇用従業員として雇用を推進することで定住を促進し、人口減少を抑制するため新規従業員を雇用する事業所及び新規学卒者に対し町が「雇用促進奨励金」を交付する制度です。

助成を受けることができる事業者(抜粋)

- 町内に本店の住所を有する事業所であること。
- 雇用保険及び社会保険適用事業所であること。
- 対象従業員を雇用する事業所であること。ただし、新規学卒者の場合は、学校等を卒業した年の6月末日までに雇用していること。
- 町税等の納付金を滞納していない事業所であること。
- 町から別の補助金や交付金を受けていないこと。
- 国の機関及び地方公共団体ではないこと。
- 清算、破産、再生、更生、承認援助又は特別清算に関する手続中ではないこと。

奨励金の対象となる従業員(抜粋)

- 正規雇用従業員として雇用された事業主と同居の親族以外の者であること。
- 町の住民基本台帳へ記載があること。町外の者を正規雇用従業員とした場合は、正規雇用従業員とした日から6か月以内に本町の住民基本台帳へ記載されていること。
- 過去に奨励金交付に至っていないこと。ただし、交付を受けた後に奨励金を返還されている場合は、奨励金交付に至った正規雇用従業員ではないものとする。
- 町税等の納付金を滞納していないこと。

奨励金の額

- 雇用した従業員1人につき10万円
- 新規学卒者へ10万円

問い合わせ 七宗町役場 企画課 電話 48-2291